



2026年1月27日

各 位

東京都千代田区丸の内一丁目4番1号  
信越化学工業株式会社  
代表取締役社長 斉藤恭彦  
(コード番号4063)

問合せ先：

執行役員 経理部長 笠原俊幸  
TEL(03)6812-2350

## 株式の売出しに関するお知らせ

当社は、2026年1月27日開催の取締役会において、当社株式の売出し（以下、「本売出し」という。）に関し、下記のとおり決議しましたので、お知らせします。

このたび、当社は一部の株主と議論を重ねた結果、当社株式が不規則に売却されることによる市場価格への影響を緩和し、当社が主体的に円滑な売却機会を提供することを目的として、27,233,900株（後記「2. 当社株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）」に記載のオーバーアロットメントによる売出しが全て行われた場合）の本売出しを実施することとしました。本売出しの実施により、下記の点を期待しています。

- ✓ 当社の事業内容や資本政策をご理解いただく最適な機会を提供し、当社の中長期的な成長をご支援いただけるような個人投資家層を拡充すること
- ✓ 当社株式の流動性を向上させることに加え、株主層の多様化によって資本コストの低減を図り、更なる企業価値向上に寄与すること

併せて、本売出しの受渡し後に、2025年4月25日付の『自己株式取得に係る事項の決定に関するお知らせ』において公表した5,000億円を上限とする自己株式取得の一環として、約1,000億円の自己株式の取得を実施する予定です。本売出しの決議時点において約4,000億円の自己株式取得は実施済みであり、この約1,000億円はその残額に当たります。具体的な取得の内容については、今後の株価水準やその他市場環境等を総合的に勘案した上で、従前同様、様々な方法を検討していきます。

ご注意：この文書は、当社株式の売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧ください。また、この文書は、米国における当社普通株式についての投資の募集、購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。当社は当社普通株式について、1933年米国証券法に基づいて証券の登録をしておらず、また、登録を行うことを予定していません。1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外規定に従う場合を除き、米国においては証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

## 記

### 1. 当社株式の売出し（引受人の買取引受けによる売出し）

- |                                               |                                                                                                                                                                                                                               |              |
|-----------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------|
| (1) 売 出 株 式 の<br>種 類 及 び 数                    | 当社普通株式                                                                                                                                                                                                                        | 23,681,700 株 |
| (2) 売 出 人 及 び<br>売 出 株 式 数                    | 株式会社三菱UFJ銀行                                                                                                                                                                                                                   | 8,040,100 株  |
|                                               | 損害保険ジャパン株式会社                                                                                                                                                                                                                  | 3,762,200 株  |
|                                               | 三菱UFJ信託銀行株式会社                                                                                                                                                                                                                 | 3,604,400 株  |
|                                               | 野村信託銀行株式会社                                                                                                                                                                                                                    |              |
|                                               | （退職給付信託・三菱UFJ信託銀行口）                                                                                                                                                                                                           | 3,525,000 株  |
|                                               | 東京海上日動火災保険株式会社                                                                                                                                                                                                                | 1,500,000 株  |
|                                               | 日本マスタートラスト信託銀行株式会社                                                                                                                                                                                                            |              |
|                                               | （退職給付信託口・株式会社百五銀行口）                                                                                                                                                                                                           | 1,500,000 株  |
|                                               | あいおいニッセイ同和損害保険株式会社                                                                                                                                                                                                            | 1,000,000 株  |
|                                               | 株式会社福井銀行                                                                                                                                                                                                                      | 750,000 株    |
| (3) 売 出 価 格                                   | 未定（日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、2026年2月4日（水）から2026年2月9日（月）までの間のいずれかの日（以下、「売出価格等決定日」という。）の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に0.90～1.00を乗じた価格（1円未満端数切捨て）を仮条件とし、需要状況等を勘案した上で、売出価格等決定日に決定される。） |              |
| (4) 売 出 方 法                                   | 売出しとし、大和証券株式会社（事務主幹事会社）及び三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社を共同主幹事会社とする引受団（以下、「引受人」と総称する。）に全株式を買取引受けさせる。売出しにおける引受人の対価は、売出価格から引受人により売出人に支払われる金額である引受価額を差し引いた額の総額とする。                                                                         |              |
| (5) 申 込 期 間                                   | 売出価格等決定日の翌営業日から売出価格等決定日の2営業日後の日まで。                                                                                                                                                                                            |              |
| (6) 受 渡 期 日                                   | 売出価格等決定日の5営業日後の日                                                                                                                                                                                                              |              |
| (7) 申 込 証 拠 金                                 | 1株につき売出価格と同一の金額とする。                                                                                                                                                                                                           |              |
| (8) 申 込 株 数 単 位                               | 100株                                                                                                                                                                                                                          |              |
| (9) 売出価格、その他引受人の買取引受けによる売出しに必要な一切の事項の承認については、 | 代表取締役社長又は代表取締役社長が委任する者に一任する。                                                                                                                                                                                                  |              |

ご注意：この文書は、当社株式の売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧ください。また、この文書は、米国における当社普通株式についての投資の募集、購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。当社は当社普通株式について、1933年米国証券法に基づいて証券の登録をしておらず、また、登録を行うことを予定していません。1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外規定に従う場合を除き、米国においては証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

2. 当社株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）（後記<ご参考> 2. を参照のこと。）

- (1) 売 出 株 式 の 当 社 普 通 株 式 3, 552, 200 株  
種 類 及 び 数 なお、上記の売出株式数は上限を示したものであり、引受人の買取  
引受けによる売出しの需要状況等により減少し、又はオーバーア  
ロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合がある。最  
終の売出株式数は、需要状況等を勘案した上で、売出価格等決定日  
に決定される。
- (2) 売 出 人 大和証券株式会社
- (3) 売 出 価 格 未定（売出価格等決定日に決定される。なお、売出価格は引受人の  
買取引受けによる売出しにおける売出価格と同一の金額とする。）
- (4) 売 出 方 法 引受人の買取引受けによる売出しの需要状況等を勘案し、大和証券  
株式会社が当社株主より 3, 552, 200 株を上限として借入れる当社普  
通株式について売出しを行う。
- (5) 申 込 期 間 引受人の買取引受けによる売出しの申込期間と同一とする。
- (6) 受 渡 期 日 引受人の買取引受けによる売出しの受渡期日と同一とする。
- (7) 申 込 証 拠 金 1 株につき売出価格と同一の金額とする。
- (8) 申 込 株 数 単 位 100 株
- (9) 売出価格、その他オーバーアロットメントによる売出しに必要な一切の事項の承認につ  
いては、代表取締役社長又は代表取締役社長が委任する者に一任する。

ご注意：この文書は、当社株式の売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧ください。また、この文書は、米国における当社普通株式についての投資の募集、購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。当社は当社普通株式について、1933年米国証券法に基づいて証券の登録をしておらず、また、登録を行うことを予定していません。1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外規定に従う場合を除き、米国においては証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

<ご参考>

## 1. 売出しの目的

本プレスリリースの冒頭に記載のとおりです。

## 2. オーバーアロットメントによる売出し等について

前記「2. 当社株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）」に記載のオーバーアロットメントによる売出しは、前記「1. 当社株式の売出し（引受人の買取引受けによる売出し）」に記載の引受人の買取引受けによる売出しに伴い、その需要状況等を勘案し、3,552,200株を上限として大和証券株式会社が当社株主より借入れる当社普通株式（以下、「貸借株式」という。）の売出しです。オーバーアロットメントによる売出しの売出株式数は上限を示したものであり、需要状況等により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

オーバーアロットメントによる売出しが行われる場合、大和証券株式会社は、オーバーアロットメントによる売出しを行った株式数を上限として、追加的に当社普通株式を取得する権利（以下、「グリーンシューオプション」という。）を、引受人の買取引受けによる売出し及びオーバーアロットメントによる売出しの受渡期日から2026年3月6日（金）までの間を行使期間として、当社株主より付与されます。

大和証券株式会社は、引受人の買取引受けによる売出し及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間（以下、「申込期間」という。）中、当社普通株式について安定操作取引を行う場合があります。当該安定操作取引で買付けた株式の全部又は一部を貸借株式の返還に充当する場合があります。

また、大和証券株式会社は、申込期間終了日の翌日から2026年3月6日（金）までの間（以下、「シンジケートカバー取引期間」という。）、オーバーアロットメントによる売出しを行った株式数を上限として、株式会社東京証券取引所において当社普通株式の買付け（以下、「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。当該シンジケートカバー取引で買付けられた株式は全て貸借株式の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、大和証券株式会社の判断で、シンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しを行った株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

大和証券株式会社は、オーバーアロットメントによる売出しを行った株式数から安定操作取引及びシンジケートカバー取引に係る貸借株式の返還に充当する株式数を減じた株式数について、グリーンシューオプションの行使を行います。

オーバーアロットメントによる売出しが行われるか否か及びオーバーアロットメントによる売出しが行われる場合の売出株式数については売出価格等決定日に決定されます。オーバーアロットメントによる売出しが行われない場合は、大和証券株式会社による上記当社株主からの当社普通株式の借入れ、当該株主から大和証券株式会社へのグリーンシューオプションの付与及び株式会社東京証券取引所におけるシンジケートカバー取引は行われません。

なお、上記記載のシンジケートカバー取引及び安定操作取引に関して、大和証券株式会社は、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社と協議の上、これらを行うものとします。

ご注意：この文書は、当社株式の売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧ください。また、この文書は、米国における当社普通株式についての投資の募集、購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。当社は当社普通株式について、1933年米国証券法に基づいて証券の登録をしておらず、また、登録を行うことを予定していません。1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外規定に従う場合を除き、米国においては証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

### 3. ロックアップについて

引受人の買取引受けによる売出しに関連して、売出人である損害保険ジャパン株式会社、東京海上日動火災保険株式会社、あいおいニッセイ同和損害保険株式会社及び株式会社福井銀行並びに当社株主である株式会社百五銀行は、共同主幹事会社に対し、売出価格等決定日に始まり、引受人の買取引受けによる売出しの受渡期日から起算して180日目の日に終了する期間（以下、「ロックアップ期間」という。）中、共同主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社株式、当社株式に転換若しくは交換されうる証券又は当社株式を取得若しくは受領する権利を表章する証券の売却等（ただし、引受人の買取引受けによる売出し等を除く。）を行わない旨合意しています。

また、当社は、共同主幹事会社に対し、ロックアップ期間中、共同主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社株式、当社株式に転換若しくは交換されうる証券又は当社株式を取得若しくは受領する権利を表章する証券の発行等（ただし、ストックオプションとしての新株予約権の発行及びその権利の行使による当社普通株式の交付、株式分割又は株式無償割当てに伴う当社普通株式の交付等を除く。）を行わない旨合意しています。

なお、上記のいずれの場合においても、共同主幹事会社は、ロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容の一部又は全部につき解除できる権限を有しています。

以 上

ご注意：この文書は、当社株式の売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧ください。また、この文書は、米国における当社普通株式についての投資の募集、購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。当社は当社普通株式について、1933年米国証券法に基づいて証券の登録をしておらず、また、登録を行うことを予定していません。1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外規定に従う場合を除き、米国においては証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。